

障害者介護と外国人労働者に関する 研究の動向と課題

大 橋 徹 也

要旨

本研究では、障害者介護に従事する外国人労働者の参入促進の検討に必要である基礎的な知識を得ること目的に、先行研究を対象に検討を行った。その結果、障害や介護の専門的な日本語についての体験などを用いた教育や社会・文化的背景から生じる出身国と日本の介護や障害者福祉における概念の理解について検討の必要性が考えられた。また、外国人介護職に関する研究は、高齢者に関する研究が多いものの、障害者に関する研究が見当たらないことからその検討の必要性が示された。

キーワード：障害者、介護、外国人労働者

Key Words: foreign care workers, people with disabilities, Japan

1. はじめに

厚生労働省（2021a）は、第8期介護保険事業計画の介護サービス見込み量等に基づいて、全都道府県が算出した今後の介護職員の必要数を発表している。この報告では、介護職員の必要数は2023年度には約233万人、2025年度には約243万人、2040年度には約280万人と推計されている現状が示された。介護職員の必要数は、増加の一途をたどっている。

この状況に対し、国は1. 介護職員の処遇改善、2. 多様な人材の確保・

育成、3. 離職防止・定着促進・生産性向上、4. 介護職の魅力向上、5. 外国人労働者の受入れ環境整備など5つの方策をあげて、総合的に介護の人材確保に取り組むとしている。このうち、外国人労働者の受入れ環境整備については、介護福祉士を目指す留学生等の支援を行うとし、介護福祉士修学資金の貸付けと日常生活面での相談支援等を推進するとした。特定技能等外国人介護人材については、その受入れ環境の整備、現地説明会等による日本の介護のPR、介護技能向上のための集合研修、介護の日本語学習支援、介護業務等の相談支援・巡回訪問の実施等を行うこと、送り出し国への情報発信の拡充等を行い、留学生と特定技能等外国人労働者への援助を強化し、外国人労働者の出身国に対する日本の介護における概念、知識・技術の発信の強化を進めようとしている。

高齢者及び障害者介護の介護職員数に着目すると、高齢者については、厚生労働省（2010a）厚生労働省（2010b）「令和2年介護サービス施設・事業所調査の概況」によれば、介護保険施設及び短期入所等を含むその他における介護職員数は、970,383人であった。また、令和2年社会福祉施設等調査では、老人福祉施設の介護職員は、18,020人であった。これらを合算すると高齢者に対する介護職員数は、988,403人である。

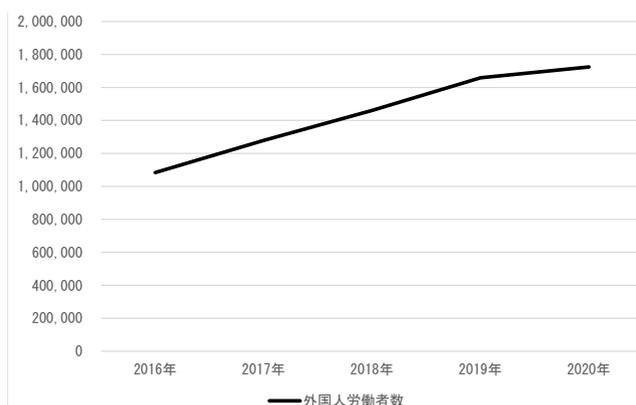
一方、障害者に対する介護職員数については、厚生労働省（2010b）「令和2年社会福祉施設等調査」によると障害者支援施設及び福祉ホームの職員数を合算して11,822人であった。障害者介護職員数は、高齢者介護職員数に対して、1.1%であった。

対象者の人数に対する介護職員数をみると、高齢者については、厚生労働省（2010c）「令和2年4月末現在の要介護（要支援）認定者数」では、6,693,080人、厚生労働省（2010b）「令和2年版 障害者白書（全体版）」で、障害者総数が、9,366,000人（人口の約7.4%）で、うち65歳以上の高齢障害者数は52%（4,870,320人）であった。これらに対する介護職員数の割合については、高齢者に対する介護職員数の割合は、14.8%であった。高齢障害者数4,870,320人に対する前述の障害者介護職員数11,822人の

割合は、0.2%であった。加えて、介護を要する障害者は高齢障害者に限られることはなく、一概に比較できないものの、高齢者に対する介護職員数と比較して障害者に対する介護職員数の少ないことが考えられる。

1.1 日本における外国人労働者の状況

厚生労働（2021b）『令和2年10月末現在「外国人雇用状況」の届出状況』によると、外国外国人労働者数については、2016年は1,083,769人、2017年は1,278,670人、2018年は1,460,463人、2019年は1,658,804人、2020年は1,724,328人と毎年の上昇が認められ、2016年から2019年に渡っては、各年約19万人の増加であった。2019年～2020年については、約6.5万人の増加となっていたが、この減少についてはコロナ感染予防のための日本を始め、外国人の出身国の規制措置による影響と考えられる（Fig.1）。このような外国人労働者の増加の理由は、日本の人口減と少子高齢化による労働力不足の解消を背景にした労働力確保の必要性にある。



厚生労働（2021）『令和2年10月末現在「外国人雇用状況」の届出状況まとめ』に基づいて作成。

Fig. 1 外国人労働者数の推移

介護に関係する厚生労働省による経済連携協定（以下：EPA）に基づく看護師・介護福祉士候補者の受入れについては、インドネシアの2008年開始に続き、フィリピンが2009年開始、ベトナムについては2014年に開始されている。このように日本国内における外国人労働者数の増加と外国人労働者の受入れ促進に関する政策などの間には、関係のあることがうかがえる。

1.2 日本における外国人労働者数と在留資格

外国人が日本国内で就労するためには、一定の条件に適合していることが必要になる。この条件の1つである在留資格をみると、外国人は出入国管理及び難民認定法で定められる在留資格の範囲の中で就労することが必要になる。また、労働者のみでなく、雇用する事業主側が、外国人を雇用する際に対象者の在留カードなどによって、就労可能か否か確認することが必要になる。この在留資格別に2020年の労働者数をみると、(1) 就労目的で在留が認められる者は36.0万人、(2) 身分に基づき在留する者約54.6万人、(3) 技能実習約40.2万人、(4) 特定活動約4.6万人、(5) 資格外活動（留学生のアルバイト等）約37.0万人であり、就労目的の者と特定活動の者をあわせると約40.6万人と多数である。

在留資格の内容をみると、「就労目的の者」には介護が設定され、その具体例として介護福祉士が示されている。「特定活動」については、EPAに基づく外国人看護師・介護福祉士候補者が記述され、技能実習生を除く日本の国家資格の取得を目指す介護の専門職を志向する動機の高い外国人が含まれていると考えられる。在留資格別に労働者数対前年度増減率（平均）をみると、特定活動が約30%と最も高いことがわかる（Table 1）。

これらの外国人労働者を雇用するための制度とその条件を比較すると、介護福祉士資格を有する者やその候補者については、専門性の高さや相まって就労できる期間も永続的と他と比較して良い待遇が設定されている（Table 2）。

障害者介護と外国人労働者に関する研究の動向と課題

Table 1 日本における外国人労働者数と在留資格

在留資格	2016年 <small>対前年増減率</small>	2017年 <small>対前年増減率</small>	2018年 <small>対前年増減率</small>	2019年 <small>対前年増減率</small>	2020年 <small>対前年増減率</small>
外国人労働者総数	1,083,769 19.4%	1,278,670 18.0%	1,460,463 14.2%	1,658,804 13.6%	1,724,328 4.0%
専門的・技術的分野の在留資格（含:特定技能）	200,994 20.1%	238,412 18.6%	276,770 16.1%	329,034 18.9%	359,520 9.3%
特定活動 <small>（大学等卒業の留学生が、卒業後に就職活動を希望する場合）</small>	18,652 46.8%	26,270 40.8%	35,615 35.6%	41,075 15.3%	45,565 10.9%
技能実習	211,108 25.4%	257,788 22.1%	308,489 19.7%	383,978 24.5%	402,356 4.8%
資格外活動	239,577 24.6%	297,012 24.0%	343,791 15.7%	372,894 8.5%	370,346 -0.7%
身分に基づく在留資格	413,389 12.6%	459,132 11.1%	495,668 8.0%	531,781 7.3%	546,469 2.8%
不明	49 36.1%	56 14.3%	130 132.1%	42 -67.7%	72 71.4%

各年10月末現在

特定活動:大学等を卒業した留学生が、卒業後、「就職活動」を行うことを希望する場合

特定技能は「専門的・技術的分野の在留資格」に含まれる

厚生労働（2021）『令和2年10月末現在「外国人雇用状況」の届出状況まとめ』に基づいて作成。

Table 2 外国人雇用制度とその条件

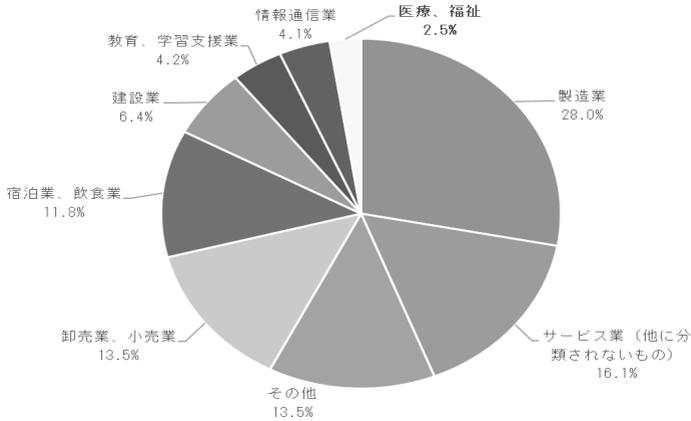
制度	対象	介護資格	就労期間	母国での資格/教育	日本語能力	調整機関の支援	就労可能サービス
EPA	EPA(経済連携協定)に 基づく外国人介護福祉士候補者の雇用	資格なし 但し、資格取得目的	永続的就労可 (但し、資格取得後 一定期間に取得でき 無い場合帰国)	介護系学校の卒業 生/母国政府より介 護士に認定	N3 (就労開始時点) 入国時の要件は インテナシオンア ンダ程度、ベトナムN3	あり (公社)国際厚生事業 団による受入調整	制限あり (介護福祉士の資格 取得後は、一定条件の事 業所の訪問系サービス可)
介護	日本の介護福祉士養成校を 卒業した「在留資格「介護」を もつ外国人の雇用	介護福祉士	永続的 就労可能	個人による	N2 (一部養成校入学要件)	なし	制限なし
技能実習	技能実習制度を活用した外 国人(技能実習生)の雇用	資格なし ただし、実務要件等 を満たせば、受検可	最長5年 (別条件あり)	監理団体 の選考基準による	N4 (入国時)	あり 監理団体による受入調 整	制限あり (訪問系サービス不可)
特定技能	在留資格「特定技能1号」を もつ外国人の雇用	資格なし ただし、実務要件等 を満たせば、受検可	最長5年 (別条件あり)	個人による	生活支障なし、介 護現場の就労に必 要な能力 (入国時)	あり 登録支援機関によるサ ポート	制限あり (訪問系サービス不可)

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社（2019）『外国人介護職員の雇用に関する介護事業者向けガイドブック』p2-3を改編

1.3 外国人労働者の就労先

外国人の就労状況を分野で見ると、その比率の最も高いのが、製造業

28.0%で、その後は順にサービス業 16.1%、卸売業・小売業 13.5%、宿泊・飲食 11.8%の順に高く、介護が含まれる医療・福祉については 2.5%と最も低い比率であった (Fig. 2)。



厚生労働 (2021) 『令和 2 年 10 月末現在「外国人雇用状況」の届出状況まとめ』に基づいて作成。

Fig. 2 外国人労働者の就労分野の比率

この医療・福祉における外国人労働者数の比率については、医療と比較して社会保険・社会福祉・介護が高いものの 1.7%と低い値であった (Table 3)。

Table 3 医療・福祉における外国人労働者数と比率

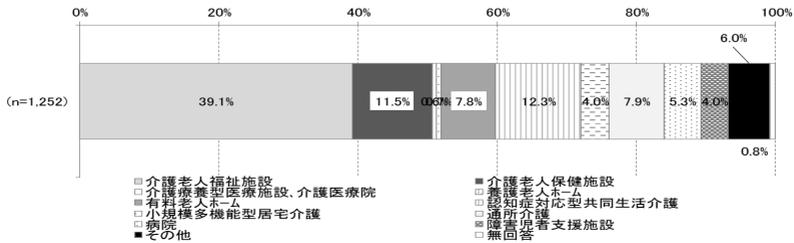
	事業所数	構成比	外国人労働者数	構成比
全産業計	267,243	100.0%	1,724,328	100.0%
医療、福祉	13,804	5.2%	43,446	2.5%
うち 医療業	4,262	1.6%	13,392	0.8%
うち 社会保険・社会福祉・介護事業	9,451	3.5%	29,838	1.7%

2020年10月末現在

厚生労働 (2021) 『令和 2 年 10 月末現在「外国人雇用状況」の届出状況まとめ』に基づいて作成。

障害者介護と外国人労働者に関する研究の動向と課題

さらに詳細をみると、介護老人福祉施設の 39.1% と比較して障害児者支援施設は、4.0% と低い値であった (Fig. 3)。



三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング株式会社 (2021) 「④施設・事業所の種類」『介護分野に係る特定技能等の受入れの実態に関する調査研究事業【報告書】』p10 から引用

Fig. 3 外国人労働者の就労分野の比率

1.5 外国人が就労可能である障害者施設・事業

障害者の介護に関する外国人の就労先の区別については、介護福祉士候補者受入れ機関の施設要件として、下記の施設が示されている。

- 5：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害者支援施設又は福祉ホーム
- 14：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉サービス事業のうち短期入所、生活介護、自立訓練、就労移行支援若しくは就労継続支援若しくは同法第七十七条第一項第九号の事業に相当する事業を行う施設又は同法に規定する障害者支援施設、地域活動支援センター若しくは福祉ホーム
- 15：その他 10～14 までに類する通所サービスを提供する施設
ただし、1～5の施設については定員が30名以上10～15の施設については、1～9の介護施設と同一の敷地内において一体的に運営されているものに限る。

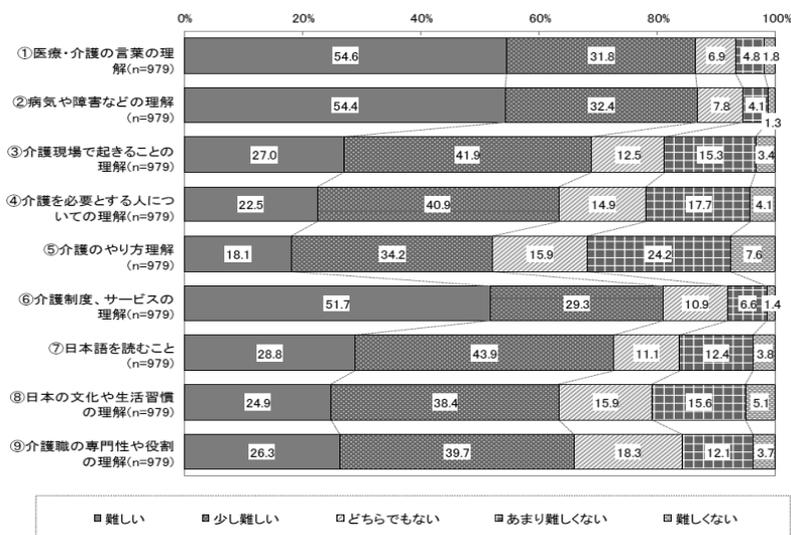
上記は、公益社団法人国際厚生事業団（2021）「EPA 介護福祉士候補者受入れ機関・施設の要件」『2022 年度受入れ版 EPA に基づく外国人看護師・介護福祉士候補者家庭環境や中高生受入れパンフレット』11 から 1 部を抜粋。

しかし、介護における特定技能外国人、あるいはその他の外国人介護職員（EPA、在留資格「介護」、技能実習）に対する調査した結果からは、外国人を受け入れている事業所の種別では、比率の高い事業所の多くは高齢者関連施設であり、障害者児者支援施設は低かった。

1.6 介護福祉士試験の必要な学習における困難

公益社団法人日本介護福祉士養成施設協会（2021）が、日本の介護福祉士養成施設に所属して学習する留学生 979 人を対象に「学校の授業の科目について、難しいと感じる科目」のについて調査した結果、「社会の理解（72.4%）」「発達と老化の理解（47.4%）」「人間の尊厳と自立（46.4%）」「障害の理解（41.8%）」でその比率が高いこと。このうち「社会の理解」「障害の理解」については、学力評価試験点数、並びに日本語理解能力が高いほど難しいとする傾向があったことを報告している。また、養成校に所属する教員 119 人を対象にした調査結果からは、留学生に対する指導上、留学生に理解してもらうことの困難について回答を求めた結果、「困難」「やや困難」を合算して最も高い比率となった科目が「社会の理解 90.7%」で、次に「障害の理解」「発達と老化の理解」が共に 79.0% と高い比率であったことを報告した。さらに科目の「障害の理解」については、入学時の日本語要件である N3 と N2 について「困難である」とした回答率を比較すると日本語の能力の高い N2 を入学要件とした養成校の回答が約 10% と高かった。加えて、留学生 5 人以上の学校で、留学生の国家試験合格者率が 100% の学校と 0% の学校で「困難である」とした回答率を比較するとその差は 100% で、合格率 100% の学校の全てが「困難である」と回答していた（Table 4）。

障害者介護と外国人労働者に関する研究の動向と課題



公益社団法人日本介護福祉士養成施設協会（2021a）「(7) 国家試験の勉強に際しての困難度」『外国人介護人材の質の向上等に資する学習支援等調査研究事業報告書』から引用

Fig. 4 留学生が困難と回答した科目の比率

前述のように、今後の日本における介護職員の必要数は、2040年度には約280万人と300万人に迫り、外国人労働者の受入れを進め介護の人材確保に取り組む必要がある。しかし、他の製造業、サービス業、卸売業・小売業、宿泊・飲食などと比較して、医療・福祉で就労する外国人は少数である。介護には高い専門性が求められていることも踏まえた上で、介護分野、及び障害者介護領域への外国人労働者の参入を検討する必要がある。

本研究の目的は、障害者介護における外国人労働者の受入れを促進するための検討に必要な基礎的な知見を得ることである。

Table 4 介護福祉士養成施設が「障害の理解」について留学生への指導が困難と回答した比率

		n=119		
		困難である	どちらともいえない	困難でない
留学生の学力評価試験点数 (学校平均)	70点以上	77.0	7.7	15.4
	50点以上70点未満	96.5	3.4	0.0
	50点未満	94.4	5.6	0.0
	平均	89.3	5.6	5.1
留学生の国家試験*合格者率 (1人以上5人未満の学校) *2019/2020年3月	100%	58.3	16.7	25.0
	75%以上(100%除く)	0.0	100.0	0.0
	50%以上75%未満	100.0	0.0	0.0
	50%未満 (0%除く)	100.0	0.0	0.0
	0%	91.0	9.1	0.0
平均	87.3	12.9	6.3	
留学生の国家試験*合格者率 (留学生5人以上の学校) *2019/2020年3月	100%	100.0	0.0	0.0
	75%以上(100%除く)	66.7	16.7	16.7
	50%以上75%未満	77.8	22.2	0.0
	50%未満 (0%除く)	90.5	9.5	0.0
	0%	78.5	21.4	0.0
平均	82.3	17.5	4.2	
留学生比率 (2021年3月卒業生)	75%以上	100.0	0.0	0.0
	50%以上75%未満	75.0	7.1	17.9
	25%以上50%未満	82.6	17.4	0.0
	25%未満	71.7	19.6	8.7
平均	76.4	14.7	6.7	
日本語要件 (入学時)	N2以上	73.3	13.3	13.3
	N3以下	83.7	10.2	6.1
	平均	78.5	11.8	9.7
留学生への独自のサポート体制	3種類以上	84.3	5.9	9.8
	3種類未満	75.0	17.6	7.4
	平均	79.7	11.8	8.6

公益社団法人日本介護福祉士養成施設協会（2021a）「3-3. 障害の理解」『外国人介護人材の質の向上等に資する学習支援等調査研究事業報告書』を改編

2. 研究の方法

調査は、障害者介護に携わることを志望する外国人の支援及び教育に関する資料を得るために、国立情報学研究所が設置する学術論文データベース（以下：CiNii）、及び国立研究開発法人科学技術振興機構が運営する電子ジャーナル公開システムである科学技術情報発信・流通総合システム（以下：J-STAGE）を使用した。検索に使用したキーワードは、両者ともに「障害者/介護労働/外国人」と設定し、検索条件をCiNiiでは、全文検索とした。JSTAGEでは、種別をジャーナル、査読については、査読あり、発行年はEPAが開始された2008年～2021年、対象は全文、分野を社会学、心理学・教育学を設定した。その後、それぞれに示した段階を踏まえて抽出された研究論文を分析の対象とした。

3. 結果

3.1 分析対象文献の選定

「障害者/介護労働/外国人」をキーワードとした研究論文の選定結果

3.1.1 第1段階

前述の2つの論文データベースを使用して「障害者/介護労働/外国人」をキーワードにして検索すると、J-STAGEでは、28文献が抽出された。CiNiiからは、68文献が抽出された。さらに、2つに重複する論文を除き、介護労働に関する文献に整理した結果、24文献が得られた（Table 5）。

3.1.2 第2段階

第1段階で選定した文献の題目及び抄録を精読して、介護労働に関するもので、さらにシンポジウムや学会誌に掲載された大会の要約や展望などを除外した論文のみを対象とした。その結果、15文献を分析対象論

Table 5 「障害者 / 介護労働 / 外国人」をキーワードとする研究論文の選定過程

段階	抽出過程	該当論文数
第1段階：	Jstageから「障害者」「介護労働」「外国人」の3つをキーワードとして検索して抽出	28
	↓	
第2段階：	Ciniiから「障害者」「介護労働」「外国人」の3つをキーワードとして検索して抽出	68
	↓	
第3段階：	上記の2つから取得した文献を対象に、重複文献を除き、全文において介護労働に関するものを抽出。	24

JSTAGE: ジャーナル, 査読あり, 発行年2008年~2021年, 言語, 日本語, 対象: 全文, 分野: 社会学, 心理学・教育学とした
Cinii: 対象: 全文とし, 筆者により発行年が2008年~2021年文献を対象とした.

文として設定した。その後は、これらの文献を社会保障に関する6文献、介護に関する9文献に分類し、介護に関する文献を介護に対する職業意識に関する2文献と介護の援助技術に関する7文献に整理した(Table 6)。

Table 6 「障害者 / 介護労働 / 外国人」をキーワードとする研究論文の選定過程

段階	抽出過程	該当論文数
第1段階：	前述のCinii+Jstageから抽出した介護労働に関する文献から、書評や白書など報告のみの文献を除いた研究論文のみを抽出し、さらに、社会保障と介護の2つのカテゴリーに分類。	15
	↓	
第2段階：	社会保障のカテゴリーに属する分析対象として設定。	6
	↓	
第3段階：	介護のカテゴリーに属する文献を対象に介護の職業に対する意識に関するもの、介護の援助技術に関するもの、として2つに分類。	9
	↓	
第4段階：	介護の職業についての意識にカテゴリーに属する分析対象として設定。	2
	↓	
第5段階：	介護の援助技術のカテゴリーに属する分析対象として設定。	7

3.2. 「障害者 / 介護労働 / 外国人」をキーワードとした研究対象の分析結果 (1)
前述の選定過程を経て得られた社会保障、介護の職業についての意識に

4. 考察

「障害者 / 介護労働 / 外国人」をキーワードとする研究対象の3つの分析結果を Table 7,8,9 に示した。これらの論文をそれぞれ、社会保障からみた介護労働、職業に対する意識からみた介護労働、対人援助技術からみた介護労働の3つの視点から考察する。

4.1 社会保障からみた介護労働

斉藤（2008）は、スウェーデンの1990年代終盤以降にみられる介護職員の労働条件を向上させる取り組みを次の3つに整理した。第1に「パートタイム失業」という新たな概念が創出され、課題のある就労を顕在化させて社会問題化を図ったこと。第2に労働者の賃金に関する政策に新たな視点としてジェンダーフリーの視点を取り入れたこと。つまり、男性職場と女性職場の賃金連帯の考え方が介護労働者に反映したとしている。第3には、介護分野における多様な働き方の開発と提案の3つに整理した。亀山ら（2009）は、保育や障害者福祉の分野にも市場原理の導入による影響と待遇改善の必要性を取りあげた。山田（2011）は、技能実習生の賃金の低さと長時間労働について、権利擁護の問題をして対応する必要性と看護師・介護福祉士の資格取得は外国人労働者の参入を阻害することを指摘している。この点については、金（2012）が、外国人介護労働に焦点を当てて検討し、受入れ施設のニーズに則した政策、施設と外国人介護労働者の両者に対する支援、施設については介護労働者と介護サービス利用者の利用者の異文化理解についての仲介機能の必要性を明らかにした。さらに、平野（2013）は、先行研究を分析し、外国人介護者受入れにあたってその外国人の社会モデルの認識を援助する必要性と出身国である諸国に対して医療モデルと社会モデルを融合した日本モデル提供の必要性をあげている。この点については、安里（2018）が、アジア諸国におけるケア

の担い手を家事労働として導入した家族ケアモデルによる外国人の持つ家族主義的なケアの概念と日本における社会的なケア概念の不一致が介護人材の確保にあたって課題の1つであるとしたことと合致する。

これらの研究からは、介護職の待遇の改善の必要なことがわかる。日本においては、過去に介護労働が3Kとよばれた期間があった（内匠2014）。この3Kとは、キツイ、キタナイ、キケンを指していた。その後、介護職の安定した労働のために、性別によらない処遇改善手当の支給が2009年から開始された。この介護職員処遇改善交付金は、2012年には介護職員処遇改善加算と変更され、より財政的な安定が図られるような位置づけがなされた。具体的には、処遇改善加算をサービス利用料とあわせて事業者が請求し、得た収入を介護職員へ支給している。この処遇改善手当が導入された背景には、介護職が他の業種と比較して低賃金であること、離職率が高いことなどがあった。このようなことから、介護職によせられたマイナスのイメージが3Kとされたのである。しかし、これらのイメージを払拭し介護の対価として見合うよう処遇改善手当により介護職員の賃金を改善し、全産業平均賃金との平準化による雇用の安定が図られている。一方で、外国人介護労働者が持つ介護の概念と日本の介護の概念については、医学モデルや社会モデルからみた重点の違い、安里（2018）が、指摘したアジア諸国における家事労働としてのケア概念と、日本におけるサービス利用者の尊厳を重視した社会的なケア供給として展開される科学的なサービス管理に基づいた専門性の高いケア概念との間には、相違あることが考えられる。これにともなって、外国人介護職と介護サービス利用者との間にもこれらの介護概念の不一致が予想される。施設は、外国人介護者のケア概念の認識、及び外国人介護者と介護サービス利用者の媒体となる必要性が考察された。

4.2 職業に対する意識からみた介護労働

介護の職業に就こうとする意思の形成については、立脇（2008）が、

介護福祉士養成課程に在学する学生を対象に質問紙調査の結果から、外的環境因子として生育歴・生活歴をあげて、家庭環境や中高生時点で得た福祉の知識・体験、保護者の職業意識、進路選択時の社会的背景が関連していることを示している。この点については、回答者の約4割が高齢者と同居していることと関係し、対象者の学生、高齢者、高齢者と同居する保護者の3者が介護という職業の意義を理解していることが考えられる。また、調査時の2008年には、米証券大手リーマン・ブラザーズの経営破綻による世界的な金融危機が世界に波及し、株価暴落した時代であったことから安定した就労をのぞむ国民の多かったことが介護職の安定を裏付ける背景となった可能性がある。学齢期における福祉に関する知識や体験は、学習者の介護の概念を貢献・やりがいといった価値の生成に影響を与えたと考えられる。

一方で、谷(2010)は、介護福祉の養成校に在籍する学生の中でも、一般企業や行政の分野での就職を希望した学生らに、グループインタビューを実施し、入学時に介護や福祉から対人関係について学習や資格取得の効力を感じ、高校時代の教師・保護者のすすめにより、入学していること。さらに卒業までの期間を進路選択の期間ととらえていること。介護の職業に対するマイナスのイメージが実習などにおける職員の言動や施設の雰囲気によること。自らの企業等を選択する決断においても支持など他者からの影響、対人援助に関する学習がいずれの職業についても活用できると考えていることを明らかにした。

これらの研究からは、介護の職業の選択には、家族からの影響と経済的な安定を求める背景のあること、さらに、介護や福祉に関する学習や体験が、個人の介護に対する概念的価値に影響を及ぼしていることが考察された。

4.3 対人援助技術からみた介護労働

介護の実施にあたって、介護職に求められる専門性の1つに直接的援

助技術と間接的援助技術がある。直接的援助技術については、身体的介護技術とともに介護サービス利用者とのコミュニケーションについての高い専門性を有していることが必要になる。立川（2010）は、外国人介護者の日本語学習に必要な内容について、介護実践の場における実際の介護職と高齢者の対話を分析し、身体介護については、基礎的な語彙による業務遂行が可能であるとしても、実際の介護サービス利用者との対話における方言、待遇表現、高齢者の自発的表現の誘起技術、サービス利用者の尊厳と共感を重視した常体と敬体の使い分けの学習の必要性をあげている。これらの点については、外国人介護職にとって困難で、実際の場面における経験的学習の必要性のあることを考察している。この介護職によるコミュニケーション技術が活用できる場面として食事場面をあげ、介護職とのコミュニケーションが言語的な制約のある介護サービス利用者の積極性を惹起できる意義を述べている。EPAによる介護福祉士候補者は、介護福祉士試験に合格し登録した介護福祉士となることが必要になる。このためには、候補者に対する日本語教育は重要で、外国人学習者にとって適切、かつ介護福祉士合格水準に有効であることが求められる。

この外国人学習者の日本語教育については、立川（2011）は、2つの教育実践プログラムを対象に分析し、介護福祉士の国家試験受験では、福祉分野特有の専門用語、日本の法制度・歴史、試験スタイルなどに対するトレーニングの必要性、及び国家試験の受験のみならず、研修終了後の実務において必要になる記録など読み書きについても、手書き、省略表現、助詞の省略、介護業務との並行できる筆記速度、引継のためのわかりやすさ、利用者家族への公開などもふまえた正確性、客観性が求められることについても検討すべき事項であるとした。また立川（2012）は、高齢者のコミュニケーション活動がリハビリテーションと関連していることは、高齢者の心身機能の維持向上とともに精神的に安定をもたらし効果が見込まれること。介護職にとっては、高齢者のニーズを汲み取るためにも必要であるとし、介護職特有のコミュニケーションストラテジーとしては、ポライトネス

による相手に対する配慮、待遇表現の使い分けによる尊厳の重視、あえて常体の言語を用いてコミュニケーションの円滑化を図るスピーチレベルシフトなどを用いて、ラポールを構築していることにあるとした。この介護職と高齢者のコミュニケーションにおける依頼表現を分析した結果、依頼については、一定のバリエーションがあり、介護の現場を想定した依頼・勧誘のバリエーションをロールプレイなどにより練習することで学習効果が高まることを述べている。これらの学習においては、多様なストラテジーが使えるよう助言することで実際の場面での応用も可能とした。

介護の現場での体験の必要性については、河内（2021）が、外国人介護福祉士、及びその候補者を対象にした調査の結果から、多様な課題に対しては、言語的理解と共に、人間関係、体験を活用していること。特に言語的理解については、非言語情報や体験的に介護技術を学んでいることを指摘しており、体験的学習の必要性が支持される。さらに援助者として必要になる能力については、井上（2013）が、介護支援専門員を対象にした調査の結果から、自己統制をあげ、そのレベルを個人、職場などにおける連携、スーパービジョンの3つであると述べており、外国人介護職のみの努力に終わらず、外国人介護職と職場の支援者との関係、さらにその職業的成長のためにはスーパービジョンが必要であることが考えられる。

加えて、障害者介護については、前述の介護福祉士試験の必要な学習が困難と留学生、及び教員が回答した「社会の理解」「障害の理解」であり、特に日本語の能力の高い留学生ほど「障害の理解」をあげていることから、これらの学習における学習の困難が影響していることがうかがわれる。さらに調査が必要であるものの、その要因の1つとしては、根底には、障害者基本法における自立支援の理念やICFにおける社会モデルについての概念についてふれる経験や学習機会が出身国においては少ないことも考えられる。この点については、塚田（2021）がフィリピンにおける公認介護指導員へのヒアリングを行い、フィリピンでも自立支援について教えるものの、それはフィリピン介護職の就労先国の考え方にあせることが目的

で、フィリピン人介護士にはあまり浸透しているとは言えないという回答のあったことをあげている。前述の平野（2008）は、社会モデルの認識を援助する必要性を指摘しており、これらの概念についての理解を促す体験的学習機会とこれに合致した日本語教育が求められる。さらに、障害者介護は、安里（2018）が、言及した社会的なケア供給の枠組みや、環境と人との接点から障害が生じることなどが関連していることから、「社会の理解」の学習については、障害者に対する介護がどのような理念に基づいて実施されているかなど、その実際の介護サービスの提供決定の過程や介護の具体的場面と一致させる体験が必要と考えられる。これらのことから、外国人労働者の障害者領域への参入の低さは、先行研究に示された社会・文化的背景や、法制度の整備、ケアの概念の不一致、及びこれに関係する社会の理解、障害の理解といった科目が留学生にとって困難であること、また養成校における指導困難と関係していることが考えられた。

以上、本研究において調査対象とした24の研究を全体的にみると、研究方法については、文献検討7、面接法2、質問紙調査2、事例及び会話分析の4つが採用されていたが、調査対象はいずれも高齢者介護と外国人労働者に関する研究であり、障害者介護と外国人労働者についての研究は見当たらなかった。これらの結果から、今後、高齢者介護に限らず、障害者介護領域における人材確保を目的に外国人労働者の受入れを促進するためには、本研究で得られた文化的背景、制度整備、ケアの概念及びこれらに関連する社会の理解、障害の理解などの学習に対する教育及び支援に着目した研究の必要性が考察された。

5. 結論

本研究では、介護供給の必要性から、障害者領域における外国人による介護に関する基礎的な知見を得ることを目的に、先行研究を対象に検討を行った。その結果、介護と外国人労働者、外国人介護者に関する研究は多

いものの、その多くは高齢者に対する介護に関連する研究であった。障害者領域における介護と外国人労働者や介護職に関する研究は見当たらないことから、障害者領域における外国人介護労働者・介護職の参入と学習に関する検討の必要性が示された。さらに、先行研究から得られた外国人介護職が実務を遂行する際に必要となる日本語及びその教育については、介護特有の専門用語と場面にあわせた言語の使用であること。そのための日本語教育には、社会的・文化的背景を含んだ介護・福祉用語の指導。コミュニケーションを目的とした実際の場面における経験的学習、及びその際には、依頼・勧誘などについてのバリエーションの指導が必要と考えられた。加えて、外国人介護職と指導者の目的は、これらの日本語・日本語教育に基づいた介護職と介護サービス利用者の尊厳を重視した基盤としてのパートナーシップの構築であることが考察される。これらの知見を活用して、障害者介護領域における外国人労働者、外国人介護職に必要な障害にかかわるケア概念、すなわち日本語教育を通した障害者福祉の理念の理解に関する学習についての検討の必要性が考察された。

今後の課題としては、本研究が障害者介護と外国人労働者に関する基礎的な知見を得ることであったことから、外国人労働者・外国人介護職に必要な障害に関する日本語を含めた学習と日本の障害者福祉の理念についての具体的な教育方法の検討があげられる。

6. 文献

- 安里 和晃(2018)「グローバルなケアの供給体制と家族」『日本社会学評論』64(4), 625-648.
- 平野 裕子(2013)「グローバル化時代の介護人材確保政策—二国間経済連携協定での受入れから学ぶもの」『日本社会学評論』68(4), 496-513.
- 井上 貴嗣(2013)「介護支援専門員に求められる実践能力の研究」『キリストと世界』(23), 69-96.

大橋 徹也

- 亀山 幸吉, 佐藤 純子, 細井 香 (2009) 「保育・介護労働の現状と課題」『淑徳短期大学研究紀要』(48), 1-20,2.
- 河内 康文 (2021) 「経済連携協定 (EPA) 介護人材をめぐる介護現場での経験の様相」『社会福祉学』(6), 14,100-113.
- 公益社団法人国際厚生事業団 (2021) 「EPA 介護福祉士候補者受入れ機関・施設の要件」『2022 年度受入れ版 EPA に基づく外国人看護師・介福祉士候補者受入れパンフレット』 11.
- 公益社団法人日本介護福祉士養成施設協会 (2021) 『外国人介護人材の質の向上等に資する学習支援等調査研究事業報告書』 42,44,135,145.
- 厚生労働省 (2010a) 「令和 2 年介護サービス施設・事業所調査の概況」 <https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&layout=datalist&toukei=00450041&tstat=000001030513&cycle=7&tclass1=000001161068&tclass2=000001161070&tclass3=000001161071&tclass4val=0> (22.01.04)
- 厚生労働省 (2010b) 「令和 2 年版 障害者白書 (全体版)」 https://www8.cao.go.jp/shougai/whitepaper/r02hakusho/zenbun/siryu_02.html (22.01.04)
- 厚生労働省 (2010c) 「介護保険事業状況報告 (暫定) 令和 2 年 4 月分」 <https://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/osirase/jigyom20/2004.html> (22.01.04).
- 厚生労働 (2021a) 「第 8 期介護保険事業計画に基づく介護職員の必要数について」 (https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000207323_00005.html.21.10.29)
- 厚生労働 (2021b) 『令和 2 年 10 月末現在「外国人雇用状況」の届出状況まとめ』 (https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/news_topics/houdou/newpage_00033.html.21.10.29)
- 金 暁輝 (2012) 「日本における外国人ケア労働者の雇用状況: 行政、施設、ケア消費者、ケア労働者の関係の視点から」『日中社会学研究』(19), 108-122.
- 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社 (2019) 『外国人介護職員の雇用に関する介護事業者向けガイドブック』 2-3.
- 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社 (2021) 「④施設・事業所の種類」『介

障害者介護と外国人労働者に関する研究の動向と課題

- 護分野に係る特定技能等の受入れの実態に関する調査研究事業【報告書】10.
齊藤 弥生 (2008)「スウェーデンにおける介護職員の労働条件向上へのアプローチ—連帯賃金政策とジェンダー平等からの戦略—」『北ヨーロッパ研究』(5) 1-15.
- 立川 和美 (2009)「介護施設での食事場面におけるコミュニケーションについて—外国人介護労働者に対する日本語教育にむけて—」『流通経済大学社会学部論叢』20 (1), 1-14.
- 立川 和美 (2010)「介護活動とコミュニケーション—その実態と研究成果—」『流通経済大学社会学部論叢』21 (1), 29-43.
- 立川 和美 (2011)「EPA をめぐる国内での日本語教育の現状—インドネシア人看護師・介護福祉士候補者への教育と国家試験に向けた方策—」『流通経済大学社会学部論叢』22 (1), 101-111.
- 立川 和美 (2012)「高齢者介護施設における談話の特性—介護者のコミュニケーションストラテジーをめぐって—」『流通経済大学社会学部論叢』23 (1), 81-96.
- 立川 和美 (2015)「異文化間コミュニケーションから考える外国人介護士養成のための日本語教育介護場面における依頼表現に関する一考察—」『流通経済大学社会学部論叢』25 (2), 49-74.
- 立脇 一美 (2008)「『介護福祉』への興味から養成校受験に至るまでの意識形成過程—介護福祉士養成校学生アンケートからの分析—」『聖泉論叢』(16), 177-196.
- 谷 功 (2010)「介護福祉学生の『一般企業・行政職』就職希望者に関する研究—学習過程が意識の変化に与える影響—」『近畿医療福祉大学紀要』11 (1), 69-77.
- 塚川 典子 (2021)『日本の介護現場における外国人労働者—日本語教育、キャリア形成、家族・社会保障の充実に向けて—』明石書店、214-16,268-70.
- 山田 健司 (2011)「東南アジアの外国人介護労働市場の実態と労働者の権利擁護—」『社会政策学会：社会政策』(2), 3,91-102.